

改正

平成28年12月20日告示第120号

令和3年3月29日告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、山ノ内町における若者の定住及び移住を促進するとともに、地域経済の活性化を図るため、借入金を利用して住宅の新築、購入又は増改築（以下「取得等」という。）をした者に対して、予算の範囲内で山ノ内町若者定住促進マイホーム取得等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供し、生活するために必要な家屋で、玄関、居室、便所及び台所を備える延べ床面積が50平方メートル以上の一戸建て住宅をいう。ただし、店舗等との併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されており、かつ、当該部分の延べ床面積が50平方メートル以上であること。
- (2) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫、労働金庫法（昭和28年法律第227号）に規定する労働金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合で、山ノ内町及び中野市に本店又は支店を有する金融機関をいう。
- (3) 新築住宅等 新築した住宅又は建売住宅で建築後居住されたことがないものをいう。
- (4) 中古住宅 建築後居住されたことがあるものをいう。
- (5) 基準日 住宅の新築又は増改築にあつては当該住宅の工事の契約締結日、住宅の購入にあつては当該住宅の購入の契約締結日をいう。
- (6) 借入金 金融機関から借入れる住宅の取得等に係る借入金額（土地の取得に係るものを含む。）をいい、借入金額が当該工事請負額又は購入額を超える場合については、工事請負額又は購入額に相当する額をいう。ただし、専ら自己の居住の用に供さない部分がある場合及び補助対象者以外の持分がある場合においては、それぞれ当該部分に係る借入金に相当する額を除くものとする。
- (7) 町内建築業者 町内に本社又は本店所在地を有する法人又は町内に住所を有する個人のうち住宅建設関連事業を営んでいるもの又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく免許を受けているもの
- (8) 転入者 平成28年4月1日以降に本町に転入した者又は転入しようとする者で、基準日において町外へ転出してから3年以上経過し、再転入後3年未満のもの、又は本町の住民基本台帳に登録されたことのない新規転入者で、基準日において転入後3年を経過していないものをいう。
- (9) 子育て世帯 中学生以下の子が同居する世帯をいう。
- (10) 三世帯 親子及び子の祖父母をいう。この場合において、親子のうち「子」は、妊娠中の場合を含めるものとし、かつ、三世帯の同居又は近居を始めた日が属する年度の4月1日時点で、満18歳未満である者とする。
- (11) 同居 親子が祖父母と同一の住宅に居住することをいう。
- (12) 近居 親子と祖父母が居住するそれぞれの住宅が隣接していることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 基準日において、45歳以下の者
- (2) 住宅の取得等をした場所に住民登録を有する者、又は住宅の取得等に合わせ、町に住民登録を行う者
- (3) 過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けたことがない者。また、山ノ内町空き家活用改修等事業補助金交付要綱（平成26年山ノ内町告示第51号）の交付を受けたことがない者
- (4) 金融機関からの住宅ローンの借入金額が500万円以上で、かつ、償還期間が5年以上の借入れをする者
- (5) 補助対象者及び世帯員が、町税を滞納していない者。なお、転入者にあつては、旧住所地の市区町村

税についても滞納がない者

- (6) 補助対象者及び世帯員が、山ノ内町暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員でない者

（補助金の交付）

第4条 補助金は、平成28年4月1日以降に住宅の取得等の契約を締結した、次の各号のいずれかに該当する補助対象者に交付する。

- (1) 自己の居住の用に供するため、新築住宅等を取得した者で、当該住宅の取得に係る借入金を有するもの
- (2) 自己の居住の用に供するため、中古住宅を購入（購入のうえ増改築したものも含む。）した者で、当該住宅の購入及び工事に係る借入金を有するもの
- (3) 自己の居住している住宅について、増改築を行った者で、当該工事に係る借入金を有するもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の表により算出した基本額に加算額を合算した額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

建物要件	基本額（万円）		加算額：一律（万円）					
	対象借入金額のうち	補助金限度額	町内建築業者	転入者	子育て世帯			三世代同居・近居者
					子1人	子2人	子3人以上	
新築住宅等・自己居住住宅の増改築	5%以内	50	30	20	10	20	30	20
中古住宅（増改築含む。）	10%以内	30						

（補助金交付の事前申込等）

第6条 補助金の交付の申込みをしようとする補助対象者は、基準日から起算して60日を経過する日までに山ノ内町若者定住促進マイホーム取得等補助金交付事前申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に事前申込みをしなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 位置図、各階平面図及び求積表（増改築の場合は、その内容が分かるもの）
- (3) 町内建築業者においては、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可若しくは宅地建物取引業法に基づく免許を受けたものであることを証明する書類の写し又は町内に本社又は本店所在地を有する法人又は町内に住所を有する個人であることを証明する書類
- (4) 代理人申請の場合は委任状
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による事前申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた補助対象者を、補助金の交付申請を行うことができる補助対象者（以下「申請予定者」という。）として決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により申請予定者を決定したときは、事前申込みを行った者全員に対して、その結果を山ノ内町若者定住促進マイホーム取得等補助金交付事前申込結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金交付申請）

第7条 申請予定者が、補助金の交付を受けようとするときは、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記が完了した日から起算して、増改築にあっては工事の完了した日から起算してそれぞれ60日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、山ノ内町若者定住促進マイホーム取得等補助金交付申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、町長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

- (1) 住民票謄本

- (2) 戸籍附票
- (3) 世帯員を含む町税の納税証明書（転入の場合、前住所地の市区町村のもの）
- (4) 金銭消費貸借契約書の写し
- (5) 建物の登記事項証明書の写し（新築及び購入の場合）
- (6) 新築、購入及び増改築した住宅の写真（工事内容や周囲の状況が分かるもの）
- (7) 承諾書兼誓約書（様式第4号）
- (8) 三世帯同居・近居の状況調書（三世帯同居・近居者に該当する場合）
- (9) 工事請負契約書又は売買契約書の写し（交付事前申込み後に変更した場合）
- (10) 位置図、各階平面図及び求積表（交付事前申込み後に変更した場合）
- (11) 代理人申請の場合は委任状
- (12) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは山ノ内町若者定住促進マイホーム取得等補助金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により、不交付を決定したときは山ノ内町若者定住促進マイホーム取得等補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付請求）

第9条 交付決定者は、山ノ内町若者定住促進マイホーム取得等補助金交付請求書（様式第7号）により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 町長は、前項より交付の請求があったときは、請求の日から30日以内に補助金を支払うものとする。

（交付の取消及び返還等）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 正当な事由がなく、補助金の交付を受けた日から12年以内に転出し、又は当該住宅を売り渡したとき。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消し、又は既に支払われた補助金の返還を命ずるときは、山ノ内町若者定住促進マイホーム取得等補助金交付取消（返還）決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。
 - 3 町長は、第1項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、補助金の返還を免除し、又は返還を猶予することができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月20日告示第120号）

この告示は、平成29年1月1日から施行し、改正後の山ノ内町若者定住促進マイホーム取得等補助金交付要綱は平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月29日告示第67号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月 日告示第 号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。